

企画競争実施の公示

令和5年1月13日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
筑後川ダム統合管理事務所長 甲斐 浩幸

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 調達概要

- (1) 調達件名及び数量 令和5年度筑後川ダム統管管内放流設備点検業務 一式
- (2) 調達案件の特質等 企画競争実施にかかる説明書による。
- (3) 調達内容 本件は、筑後川ダム統合管理事務所の管理する松原ダム及び大山川ダムの放流設備等の機能保持を目的として、設備全般の年点検、月点検並びに臨時点検・整備を行うものである。
- (4) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 履行場所 大分県日田市大山町西大山 松原ダム他1箇所

2. 企画競争参加資格要件

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出時において、令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」（のうち「建物管理等各種保守管理」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
- (4) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イ）において同じ。）の関係にある場合
- イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等

をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) ダム用水門設備に係るもので、平成19年度以降公示日までに元請けとして完成又は完了した以下の同種又は類似業務の実績を有すること。

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

(新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していないものも実績として申請できるものとする。)

同種業務) ダム用水門設備を点検整備した業務、かつダム用水門設備の製作・据付又は修繕(改造、更新含む)した工事(同一業務でなくてもよい)

ただし、工事の実績については、当該実績が平成19年度以降に完成した地方整備局所掌の工事(港湾空港関係を除く)に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは、施工実績として認めない。

類似業務) ダム用水門設備を点検整備した業務

※「ダム用水門設備」とは、ダム(河川管理施設等構造令で定義される高さ15m以上のダムをいう)に設置された水門扉(ダム・堰施設技術基準の用語の定義による)をいう。

※「製作・据付」とは、自社工場で上記ゲート設備全体のシステム設計及び主要設備である扉体及び戸当りの製作を行い、設備全体を施工した場合をいう。

※「システム設計」とは、ダム・堰施設技術基準にある構造設計、開閉装置設計、付属設備設計等の設計をいう。

※「修繕(改造、更新含む)した工事」には、役務による修繕は含まない。

※「点検整備した業務」とは、機械設備点検・整備共通仕様書(案)(国土交通省)でいう点検又は整備を含むものを対象とする。

なお、履行実績の証明書類として、契約書の写し及び仕様書など業務内容が確認できる書類を添付すること。

(7) 九州地方整備局管内に本店又は支店等営業所が所在すること。

(8) 本件の配置予定管理技術者は、令和5年4月1日現在で次のア)からウ)のいずれかの条件を満たすこと。

ア) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者

イ) ダム用水門設備を点検整備した業務における管理技術者又はダム用水門設備の製作・据付又は修繕（改造、更新含む）した工事における主任（監理）技術者としての実務経験を有する者（平成19年度以降公示日までに完了した業務又は工事の実績を有すること）

ウ) ダム用水門設備の製作・据付又は修繕（改造、更新含む）した工事又は点検整備した業務に関し、実務経験年数が以下のとおりの者。

学歴	必要な実務経験年数	
	指定学科を修めた者	指定学科以外の者
大学卒業後	2年以上	3年以上
短大・高専卒業後	3年以上	4年以上
高校卒業後	5年以上	6年以上
その他	8年以上	

なお、ここでいう指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。

(9) 配置予定管理技術者は、入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

※恒常的な雇用関係とは、申請書等の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又は、準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒830-0002 福岡県久留米市高野1丁目2番2号

国土交通省九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所総務課経理係

電話0942-39-6651（内線224）FAX0942-39-6655

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年1月13日から令和5年2月3日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。場所は(1)に同じ。

説明書は交付場所での手交、電子メール又は郵送等による交付とし、郵送等による交付は郵送料等を別に必要とする。電子メール又は郵送等を希望する場合は、交付場所に問い合わせを行うこと。また、交付を受けた説明書等については、第3者への受渡を行ってはならない。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和5年2月6日 17時00分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールによること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリング 無

但し、企画提案書の内容について担当部局より質問する場合がある。

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 本見積りに係る決定及び契約締結の条件は、令和5年度の予算が成立し、予算示達がなされた場合とする。詳細は企画競争実施にかかる説明書による。

(9) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。

(10) 本調達案件は、発注者が企画提案書を提出した者から、本調達案件の積算に必要な費用の一部について見積書を求めるものである。